

お知らせ

平成 25 年 12 月 25 日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

液化石油ガス販売事業者及び保安機関が行う保安業務の適正化について

平成 25 年 12 月 19 日付け 25 商ガ安第 18 号、経済産業省商務流通保安グループガス安全室長名による注意喚起がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- ・ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務の実施に際して、不適切な行為が行われていないかを十分に確認するとともに、保安業務を適切に行うこと。

このことは、本省所管の保安機関が液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務の一部を他の保安機関に再委託していたことが判明したことによるものです。

具体的には、保安機関が液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務のうち、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を自ら行わず、他の保安機関に再委託していたものです。

国では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 34 条第 2 項の規定に違反する不適切な行為であるとし、当該保安機関に対し厳重に注意し、他の類似行為（再委託）の自己点検及び再発防止に関する措置を実施するよう指示しているところです。